



島根県報

令和5年4月7日（金）

第 402 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

広域連合の規約変更の許可	(市 町 村 課)	2
保育士登録に係る手数料の徴収及び収納事務並びに手数料の還付金の支出事務の委託の解除	(子ども・子育て支援課)	2
保育士登録に係る手数料の徴収及び収納事務並びに手数料の還付金の支出事務の委託	(")	2
保安林の指定（2件）	(森 林 整 備 課)	2
指定施業要件の変更予定保安林（2件）	(")	3
漁船損害等補償法の規定による付保義務の発生	(水 産 課)	6
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出	(中 小 企 業 課)	6
大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出	(")	7
大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗廃止の届出	(")	8
急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂 防 課)	8

【公 告】

基本測量の実施	(技 術 管 理 課)	9
基本測量の終了（2件）	(")	9
公共測量の終了（3件）	(")	10

【特定調達公告】

第2期テクノアークしまねネットワーク情報基盤整備業務に係る随意契約の相手方等	(産 業 振 興 課)	11
--	-------------	----

告 示

島根県告示第271号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、令和5年3月29日付けで雲南広域連合の規約の変更を許可したので、同条第5項の規定により告示する。

令和5年4月7日

島根県知事 丸山達也

島根県告示第272号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び第165条の3第1項の規定により委託した事務の委託を解除したので、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第31条の3第2項及び第56条の2第2項の規定により次のとおり告示する。

令和5年4月7日

島根県知事 丸山達也

1 委託した者の住所及び名称

東京都千代田区麴町1-6-2

社会福祉法人日本保育協会

2 委託した支払金等の種類及び事務の内容

保育士登録に係る手数料の徴収及び収納事務並びに手数料の還付金の支出事務

3 委託の解除年月日

令和5年3月31日

島根県告示第273号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び第165条の3第1項の規定により次のとおり事務を委託したので、同令第158条第2項及び島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第56条の2第1項の規定により告示する。

令和5年4月7日

島根県知事 丸山達也

1 委託した者の住所及び名称

東京都千代田区麴町1-6-2

社会福祉法人日本保育協会

2 委託した支払金等の種類及び事務の内容

保育士登録に係る手数料の徴収及び収納事務並びに手数料の還付金の支出事務

3 委託の開始年月日

令和5年4月1日

島根県告示第274号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において

準用する同条第1項の規定により告示する。

令和5年4月7日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林の所在場所

浜田市金城町波佐イ1112-内1からイ1112-内3まで、イ1112-内5、イ1112-内7からイ1112-内11まで、イ1112-12、イ1113-1、イ1113-2

2 指定の目的

水源の涵養^{かん}

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第275号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和5年4月7日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林の所在場所

出雲市古志町字新宮4124、4126、4126-続1

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第276号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和5年4月7日

- 1(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所
大田市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
水源の涵養^{かん}
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (7) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所
大田市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (7) 主伐は、択伐による。
- (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 3(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所
大田市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
公衆の保健
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (7) 主伐は、択伐による。
- (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び大田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第277号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和5年4月7日

- 1(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所
大田市（次の図に示す部分に限る。）
 - (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (7) 主伐は、択伐による。
 - (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所
大田市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
飛砂の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (7) 主伐は、択伐による。
 - (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 3(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所
大田市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
風害の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (7) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 4(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所
大田市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
魚つき
- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (7) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

5(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

大田市（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

名所又は旧跡の風致の保存

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(イ) 主伐は、択伐による。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び大田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第278号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第25条の規定により告示する。

令和5年4月7日

島根県知事 丸 山 達 也

大社町加入区（漁業協同組合 J F しまね）

島根県告示第279号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

令和5年4月7日

島根県知事 丸 山 達 也

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

株式会社ウシオ上成店 島根県出雲市大津町1105番外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

内藤鉄工株式会社 代表取締役社長 内藤 輝一 島根県出雲市湖陵町板津368

(3) 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

（変更前）内藤鉄工株式会社 代表取締役社長 内藤 貫一

(変更後①) 内藤鉄工株式会社 代表取締役社長 内藤 恭市

(変更後②) 内藤鉄工株式会社 代表取締役社長 内藤 輝一

(4) 変更の年月日

(変更後①) 平成10年11月27日

(変更後②) 平成20年4月1日

2 届出年月日

令和5年3月27日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

出雲市経済観光部商工振興課 (出雲市今市町70)

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所 (団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第280号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

令和5年4月7日

島根県知事 丸山 達也

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ラピタ本店 島根県出雲市今市町87番地

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

島根県農業協同組合 代表理事組合長 石川 寿樹 島根県松江市殿町19番地1

(3) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 午前9時30分から午後9時まで

(変更後) 午前9時から午後8時まで

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前9時から午後9時30分まで

(変更後) 午前8時30分から午後9時まで

- (4) 変更の年月日
令和5年4月1日
- 2 届出年月日
令和5年3月29日
- 3 届出及び添付書類の縦覧場所
出雲市経済観光部商工振興課（出雲市今市町70）
- 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等
- (1) 意見書の提出先
松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課
- (2) 意見書に記載すべき事項
- ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- イ アの記載事項についての公表の意思の有無
- ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地
- エ 意見の内容
- オ 意見を述べる理由
- (3) その他
意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第281号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定による届出があつたので、同条第6項の規定により次のとおり告示する。

令和5年4月7日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 届出の概要
- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
株式会社ウシオ上成店 島根県出雲市大津町1105番外
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所
内藤鉄工株式会社 代表取締役社長 内藤 輝一 島根県出雲市湖陵町板津368
- (3) 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計
1,644平方メートル
- (4) 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計
0平方メートル
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1,000平方メートル以下となる日
令和4年4月4日
- 2 届出年月日
令和5年3月27日

島根県告示第282号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次に掲げる土地の

区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により告示する。

令和5年4月7日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 区域の名称 下谷中
- 2 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から25号までを順次に結んだ線及び標柱1号と25号を結んだ線により囲まれた区域

所 在 及 び 地 番	標 柱 番 号
雲南市三刀屋町伊萱926番	1号及び25号
〃 925番	2号及び4号、19号から24号まで
〃 554番	3号及び5号
〃 553番3	6号
〃 550番2	7号
〃 552番	7号
〃 548番1	8号
〃 546番	9号、11号及び12号
〃 922番	10号及び18号
〃 544番	13号から15号まで
〃 541番1	16号
〃 541番4	16号及び17号
〃 539番	18号

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、基本測量の実施について国土交通省国土地理院長から次のとおり通知を受けたので、同条第3項の規定により公告する。

令和5年4月7日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類
基本測量（航空レーザ測量による高精度標高データ整備）
- 2 作業期間
令和5年5月22日から令和6年3月31日まで
- 3 作業地域
浜田市、江津市、邑南町

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、次の基本測量は、令和5年3月31日に終了した旨国土交通省国土地理院長から通知を受けたので、同条第3項の規定により公告する。

令和5年4月7日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類

基本測量（湖沼調査）

2 作業期間

令和4年5月1日から令和5年3月31日まで

3 作業地域

中海

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、次の基本測量は、令和5年3月20日に終了した旨国土交通省国土地理院長から通知を受けたので、同条第3項の規定により公告する。

令和5年4月7日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

基本測量（航空レーザ測量による高精度標高データ整備）

2 作業期間

令和4年6月1日から令和5年3月20日まで

3 作業地域

邑南町、吉賀町

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和5年3月20日に終了した旨島根県知事から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和5年4月7日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業期間

令和4年10月24日から令和5年3月20日まで

3 作業地域

出雲市佐田町地内

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和5年3月24日に終了した旨島根県知事から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和5年4月7日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量（数値地形図データ更新）

2 作業期間

令和4年9月6日から令和5年3月24日まで

3 作業地域

益田市

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和5年3月24日に終了した旨安来市長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和5年4月7日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類
公共測量（数値地形図データ作成）
- 2 作業期間
令和4年9月1日から令和5年3月24日まで
- 3 作業地域
安来市広瀬町地内

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和5年4月7日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 件名及び数量
第2期テクノアークしまねネットワーク情報基盤整備業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地
島根県商工労働部産業振興課 島根県松江市殿町1番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和5年3月28日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
NECフィールドディング株式会社山陰支店 支店長 田中 悟 島根県松江市袖師町2-38NK Tビル
- 5 随意契約に係る契約金額
38,022,160円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号の規定による。